

平成 24 年度 第 6 回 白井市市民参加推進会議 次第

日 時：平成 24 年 11 月 14 日（水）
午後 3 時 00 分～

場 所：白井市役所 3 階 第 2 会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

I 平成 24 年度市民参加推進会議答申（案）について

II その他 次年度の会議の予定について

4. 閉 会

議題1 平成24年度市民参加推進会議答申（案）について

答申

本年度の市民参加推進会議は、10名の委員で市長から諮問された事項について調査審議するため、平成24年5月30日の第1回会議から平成24年11月14日まで6回の会議を開催し、答申書をまとめました。

答申書では、市民参加推進会議において調査・審議した平成23年度市民参加の実施状況に対する総合的評価の9事業、市民参加の方法の研究及び改善策、市民参加条例の検証・見直しについて整理しています。

平成23年度市民参加実施状況に対する総合的評価については、平成23年度中に事業が終了した2事業の総合的評価と平成24年度以降も事業継続中の7事業における総合的評価を実施しました。

今回、評価した9事業については、市民参加の手法を駆使し市民参加を実践していることから総合評価は比較的良好でしたが、一部の事業においては、評価におけるコメントに記したとおり、市民参加における結果の公表について、条例で規定する事項が遵守されておきませんので、早急に是正が必要です。

市民参加の方法の研究及び改善策については、市民討議会に着目し、木更津市の視察をはじめ市川市、三鷹市の視察と事例研究を踏まえて白井市における新たな市民参加の手法について検討を行いました。

また、市民参加条例の検証・見直しについては、過去の答申結果を踏まえ、最終年度である平成25年度の審議に向けて、今後の見直しの方向性について議論しています。

市民参加の方法の研究及び改善策及び市民参加条例の検証・見直しについては、今回の審議においては、十分な議論を尽くして、答申を導くまでには至りませんでした。市民討議会、特に住民基本台帳からの無作為抽出された市民による市民参加の手法や、市民参加条例に該当する実施機関や実施対象事業の拡大、審議会における公募委員の拡大、用語の見直しなどの市民にわかりやすい説明については、平成25年度の審議に向けて、継続して更に調査を行うことで一致しました。

本市民参加推進会議では、市民と市が目的を共有し、市民参加を進め、信頼関係を築きながらそれぞれの責務を担うことで、協働へと進展していくことを願っています。

市長におかれましては、この答申書を受け、市の将来像であります「市民と築く安心で健康なまち しろい」の実現に向けて、更なる市民参加の推進の取り組みについて、鋭意努力をしていただくようお願い致します。

答申 1 平成 23 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

【総合的評価にあたって】

平成 23 年度市民参加実施状況に対する総合的評価については、平成 23 年度中に事業が終了した 2 事業の総合的評価と平成 24 年度以降も事業継続している 7 事業における総合的評価を実施しました。

評価した 9 事業のうち、事業が終了した事業が 2 事業と非常に少なく、大多数の 7 事業については、中間評価であり評価が確定していませんが、市民参加条例に基づき総合的評価を開始した平成 16 年度以降、評価件数が最も多く、また、平成 24 年度については更に評価件数が増えることから、市民参加の取り組みが着実に増加しております。

今後も引き続き市民参加の取り組みが増加し、市民の意見が反映される市政が展開されることを期待します。

なお、今回評価を行った 9 事業のうち、事業継続中の 7 事業については、平成 23 年度末時点までに実施した市民参加の実施状況における総合的評価であることから、今後実施する予定の市民参加についての評価は行っていないため、事業終了時にあらためて総合的評価を行います。

また、今回の評価では、事業継続中の 7 事業については、平成 24 年度以降に実施を予定している市民参加についての評価が含まれていないため、評価点数が低くなっておりますが、今後の事業展開にあたって、市が市民参加の幅を広げて、様々な市民が参加手法を取り入れていただくとともに、市から積極的に市民への情報提供が行われることを期待して、中間評価したものです。

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| (1) 第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業 | ○(83 点/100 点) |
| (2) 白井市環境基本計画策定事業 | ○(73 点/100 点) |
| (3) 美しい景観形成推進事業 | 【中間評価】 ○(63 点/100 点) |
| (4) 白井市除染実施計画策定事業 | 【中間評価】 △(54 点/100 点) |
| (5) (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業 | 【中間評価】 △(38 点/100 点) |
| (6) 白井市地域福祉計画策定事業 | 【中間評価】 △(51 点/100 点) |
| (7) 白井市産業振興条例策定事業 | 【中間評価】 △(49 点/100 点) |
| (8) (仮称)白井市暴力団排除条例策定事業 | 【中間評価】 △(36 点/100 点) |
| (9) 地域防災計画推進事業(地域防災計画修正事業) | 【中間評価】 △(33 点/100 点) |

※(3)～(9)の事業は事業継続中で、評価は平成 23 年度末時点までの中間時点での評価です。
平成 24 年度以降実施する予定の市民参加についての評価は行っていないため、事業終了時にあらためて総合的評価を行います。

※○良好 55 点以上 △改善する 30 点以上 ×見直す 29 点以下

【総合的評価からみた白井市の市民参加の課題】

平成 23 年度は、白井市第 4 次総合計画後期基本計画の計画初年度ということもあり、新たに開始する事業が多かったことから、今年度に総合評価を行った事業が、今まで評価した年間の最大件数である 5 事業を大きく超えた要因であると考えられますが、そのいずれの事業においても、様々な市民参加の手法を駆使し、市として市民参加を実践しています。

これは、市民参加条例の該当事業に限らず、白井市第 4 次総合計画後期基本計画第一次実施計画における 234 事業における約 44%の事業において市民参加が実践されていることから、平成 16 年度に市民参加推進条例が施行され、市民参加の意識が根付きつつあることの結果であると思われ、今後もその傾向は変わらないことを期待します。

その一方で、今回評価を行った 9 事業のうち、一部の事業においては、評価におけるコメントに記したとおり、総合的評価における評価点こそ良好でしたが、市民参加における結果の公表、特に審議会等の結果の公表、アンケートの公表など、条例で規定する事項が遵守されていませんでした。

また、審議会の開催にあたっては、結果の公表以外にも、事前に公表されていない、公開されていないなどの点においても条例を遵守されていない事項がありました。

このことは早急に是正され、条例に基づく適切な市民参加が行われることを強く求めます。

また、市民参加を適切に行っている事業においても、公表方法を窓口のみにする事例があるなど、情報の受け手である市民がより情報を入手しやすくするための工夫が必要であると考えます。

これは、事業の実施にあたり、「ワークショップ」など多くの市民になじみの薄い難解な用語の使用にも当てはまります。

市は、市民に対して、いかにわかりやすく説明するという姿勢が最も大切です。

「ワークショップ」などのそのまま日本語に置き換えが難しい用語については、引き続き事例を踏まえて、簡単な言葉に置き換えることを検討するとともに、このような用語を利用する時は、誤解が起こりにくいように文頭などに簡易な説明を加えるなど情報の受けてである市民がわかりやすくなるように工夫を行うことが、結果として、市民が市政に関心を持つことにつながり、市民参加の質の向上につながると考えます。

【事業終了】

1. 第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業(平成 22～23 年度)

総合評価： ○ 83 点

| コ メ ン ト |
|--|
| <p>○ バランスよく目配りされており、市民参加が適切に行われている。</p> <p>○ 審議会については、適切に行われていたが、第 5 回以降の公募委員の参加率が低いのが気になる。また、結果の公表についても、担当課窓口や情報公開コーナーだけの公表では多くの市民に公表することができないので、広報しろいや市ホームページなどで公表が行われれば、なお良かった。</p> |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---|----|----|--|
| <p>実施した市民参加の方法 (20)</p> | 20 | ○ | <p>【実施状況】</p> <p>H21. 12～H24. 12 介護保険運営協議会(審議会等)設置 H23. 1～H23. 2 アンケート調査実施 H23. 1～H23. 2 市内 18 事業者等へのヒアリング H24. 2 パブリックコメント実施</p> |
| <p>審議会等の設置 (15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開 | 15 | ○ | <p>【実施状況】</p> <p>H21. 10. 1 広報しろい等で公募委員募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 15 名のうち 5 名市民公募委員 (市民 5 名、学識 5 名、事業者等 5 名) ・応募者 6 名のうち、選考基準に従い 5 名選定 ・会議は 3 回全て公開で開催(平日昼開催) ・会議録すべて公表済 <p>【コメント】</p> <p>○概ね適切であるが、公募委員の欠席が多い。</p> |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---------------------|----|----|--|
| パブリックコメント募集 (15) | 14 | ○ | <p>【実施状況】 H24. 2 パブリックコメント実施 広報しろい、市 HP で周知及び募集 15 日間募集、意見 3 件 H24. 4 市 HP、情報公開コーナーで公表</p> <p>【コメント】 ○概ね適切である。意見が 3 件と少なかったのが残念である。募集について工夫があればなお良い。</p> |
| アンケート調査実施 (10) | 10 | ○ | <p>【実施状況】 H23. 1. 31～2. 18 第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査を 3 区分の対象に対して実施 対象① 要支援(1/2)/要介護(1/2)/65 歳以上男女 2,000 人 計 2,809 人 回収率 77.0% 対象② 要介護(3～5)の在宅者 371 人 回収率 68.2% 対象③ 市内在住 40 歳以上 64 歳未満男女 2000 人 回収率 61.7% H23. 11 調査結果の概要を広報しろいに掲載</p> <p>【コメント】 ○アンケートの回収率が非常に高く、公表も適切にされている。</p> |
| 意見交換会開催 (15) | - | - | <p>【実施状況】 実施なし</p> |
| その他の方法 (10) | 10 | ○ | <p>【実施状況】 H23. 1. 19～2. 9 事業者等団体ヒアリング 目的 アンケートや給付データだけではつかめない 実態を把握するため直接ヒアリングを行い、 実態に即した計画を策定するため 対象 事業者等 18 団体 ・介護事業者関係 12 団体 (施設 8、居宅 4) ・在宅介護支援センター 4 団体 社会福祉協議会 ・ボランティアセンター 公表 H23. 9 調査結果を担当課窓口、情報公開コーナーで 公表</p> <p>【コメント】 ○計画策定にあたり、意欲的な取り組みである。 ○ヒアリング調査の結果公表を広報しろいや市 HP で実施すればなお良かった。</p> |
| 市民への情報提供 (15) | 14 | ○ | <p>【コメント】 ○パンフレットの作成など、もっと積極的な情報提供や市ホームページを活用した情報公開などがあれば、なお良かった。</p> |

【事業終了】

2. 白井市環境基本計画策定事業(平成22～23年度)

総合評価： ○ 73 点

| コ メ ン ト |
|---|
| <p>○ 環境の範囲が広いことから、様々な市民参加の手法を駆使し、市民参加を実践したため、総合評価点こそ結果的に良好となっはいる。</p> <p>○ しかし、個別の市民参加の内容を精査すると、審議会開催の周知が実施されておらず、会議録も公表されてない。また、アンケートの結果が非公表であること、意見交換会の結果が公表されてないことなど、市民への情報提供の取り組みが極めて弱く、条例第12条、第13条、第17条、第20条が遵守されていない。市民参加への取り組みという観点からは極めて不十分である。</p> <p>○ 事業の実施にあたっては、市民参加条例に基づきしっかりと取り組む姿勢が必要である。</p> |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|--|----|----|---|
| 実施した市民参加の方法 (20) | 20 | ○ | 【実施状況】 H22.11～H23.12 白井市環境基本計画策定委員会 (審議会等)の設置 H22.12～H22.12 アンケート調査実施 H23.10～H23.11 意見交換会の実施 H24.2～ パブリックコメント実施予定 |
| 審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開 | 10 | ○ | 【実施状況】 H22.7.15 広報しろい等で公募委員募集 ・委員30名のうち9名市民公募委員 (市民9名、市内事業者3名、市内環境団体3名、 市職員15名) ・応募者10名のうち、選考基準に従い9名選定 ・会議は10回平日昼開催、非公開 ・会議録は未公表 【コメント】 ○会議を事前周知(第12条)せず、また会議録を公表していない(第13条)ことは、条例の趣旨に鑑みて不適切である。 |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---------------------|----|----|--|
| パブリックコメント募集 (15) | 15 | ○ | <p>【実施状況】 H24. 2 パブリックコメント実施 広報しろい、市 HP で周知及び募集 15 日間募集、意見 8 件 H24. 3 市 HP、情報公開コーナー、図書館、 各センターで公表</p> <p>【コメント】 ○概ね適切で、公表時期も良い。公表は市 HP で十分であるが、環境問題は多くの市民の関心が高いため、広報しろいでも公表があればなお良かった。</p> |
| アンケート調査実施 (10) | 8 | ○ | <p>【実施状況】 H22. 12. 1 アンケート調査事前周知掲載（広報しろい） H22. 12. 1～12. 13 白井市環境基本計画の策定に伴うアンケート 調査 ①対象 市内在住男女 2,000 人 回収率：51.2% ②対象 事業者・社 300 件 回収率：56.7% ③対象 小中学生（小6、中3）655 人 回収率：79.2%</p> <p>【コメント】 ○小中学生から一般市民までアンケートを実施した発想は新鮮であるが、アンケート結果が公表されていないため、条例（第 17 条）の趣旨に鑑みて不適切である。</p> |
| 意見交換会開催（15） | 11 | ○ | <p>【実施状況】 H23. 10～H23. 11 意見交換会の実施 H23. 11 広報しろい・市 HP・市窓口で周知及び募集 目的 環境基本計画素案について、環境団体及び市民から意見を募集、交換するため。 対象 環境団体/市民（広報しろいで募集） ・開催記録は未公表</p> <p>【コメント】 ○開催までの手続きは公表が適切にされているが、開催記録が公表されていないため、条例（第 20 条）の規定から不適切である。</p> |
| ワークショップの開催 (10) | - | - | <p>【実施状況】 実施なし</p> |
| 市民への情報提供（15） | 9 | △ | <p>【実施状況】 ・広報しろい、市ホームページ、各センター窓口、図書館等に各種情報を設置して市民へ情報を提供 ・環境基本計画、環境白書等の冊子を作り情報提供</p> <p>【コメント】 ○会議開催の事前周知や会議録の公表、アンケートの結果公表、意見交換会の会議録公表がなされておらず、条例第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 20 条が遵守されていない。極めて不適正である。 ○アンケートを保護者にも実施すれば親子での会話が弾むなどもう少し工夫があれば良かった。</p> |

【事業継続中（中間評価）】

3. 美しい景観形成推進事業(平成22年度～)

総合評価： ○ 63 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

| コメント |
|---|
| <p>○ 「美しい景観」は主観的な表現であり、非常に曖昧であることから、市民がわかりやすく、共通理解を持つためには、もっと積極的な市からの情報公開が必要であり、また、市民への意見の問い方に工夫が求められている。</p> <p>○ 更にいろいろな人々、中高生などの若い世代などの各世代からの市民参加を広く取り入れる取り組みが更に必要である。</p> <p>○ なお、アンケートの結果の公表がされておらず、条例第17条が遵守されていない。速やかな公表を望む。</p> |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---|----|----|---|
| <p>実施した市民参加の方法 (20)</p> | 20 | ○ | <p>【実施状況】</p> <p>H22.10～H24.3 審議会等(白井市景観基本計画等策定検討委員会)の設置</p> <p>H22.6～H22.7 アンケート調査実施</p> <p>H24.2 景観に関する意識醸成のための写真展開催</p> |
| <p>審議会等の設置 (15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開 | 15 | ○ | <p>【実施状況】</p> <p>H22.8.1 広報しろい等で公募委員募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員8名のうち3名市民公募委員 ・応募者7名のうち、選考基準に従い3名選定 ・会議は9回開催(平日昼)全て公開 ・会議録は全て公表 <p>【コメント】</p> <p>○適切である。</p> |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---------------------|----|----|--|
| パブリックコメント募集 (15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| アンケート調査実施 (10) | 8 | ○ | 【実施状況】 H22. 6. 10～6. 30 景観基本計画等を検討するための基礎調査 目的 計画の基礎資料とするため 対象 市内小学生（4年生以上）中学生 及び保護者 6,846 件 回収率 回収率 51% 周知 学校を通じて周知 ・基礎資料のため結果公表せず。 【コメント】 ○学校を通じて実施したのにも関わらず回収率が低い。依頼の仕方に工夫が必要なのではないか。 ○結果の非公表は条例第 17 条の規定に反し、不適切である。 |
| 意見交換会開催 (15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| その他の方法 (10) | 9 | ○ | 【実施状況】 H23. 9. 15 写真展の開催 対象 市民一般 目的 市民が所有する景観の写真を利用し、市民に景観の意識を醸成させるとともに、景観に関する意見を聴取する。 対象 市民一般 内容 平成 21 年度から市役所、保健福祉センター・白井駅・西白井駅で実施。H21 は見学者から意見の聴取を目的としたアンケートを実施 【コメント】 ○駅の構内を利用する手法は、多数の市民の目に付くので良い手法であり、写真展自体も非常に良い取り組みであった。 ○中高生などの多様な世代による写真展を企画するなどの工夫があればなお良かった。 |
| 市民への情報提供 (15) | 11 | ○ | 【コメント】 ○アンケートの結果が公表されていないことは、条例第 17 条に反し不適切である。 |

【事業継続中（中間評価）】

4. 白井市除染実施計画策定事業(平成23年度～)

総合評価： △ 54 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

| コメ ン ト |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的な市民への情報提供に問題がある。市民が非常に関心を持っている事業であるので、会議録の公表を行うとともに、迅速に積極的な情報提供をお願いしたい。 ○ 審議会については、会議を公開しているにも関わらず、会議録は非公表であり、条例の規定に反している。早急に会議録を公表するとともに、広く市民が参加できるように審議会の内容に応じて公募の選考基準を変更するなどの工夫が必要である。 ○ また、実施した市民参加の方法についても、既に実施したものに加えて、意見交換会など、もっと市民が意見を言いやすい市民参加の方法の実施を検討する必要があるのではないか。 |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|--|----|----|--|
| 実施した市民参加の方法 (20) | 15 | ○ | 【実施状況】 H23.12～H24.3 白井市放射線対策協議会 H24.3 パブリックコメント実施 |
| 審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開 | 12 | ○ | 【実施状況】 H23.11.15 広報しろい等で公募委員募集 ・委員11名のうち4名市民公募委員 当初2名であったところを4名に増員 ・応募者14名のうち、選考基準に従い4名選定 ・会議は5回開催（平日昼）全て公開 ・会議録は全て非公表 【コメント】 ○会議を公開しているにも関わらず、会議録を公表していないことは、納得がいかない。また、条例の趣旨に鑑みて不適切である。 ○公募の委員を全てニュータウン地区から選出している。審議会の内容に応じて選考基準を変更するなどの工夫が必要である。 |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---------------------|----|----|---|
| パブリックコメント募集 (15) | 15 | ○ | <p>【実施状況】 H24.3 広報しろい・市HP、情報公開コーナー 各センター、図書館等で周知及び募集 14日間募集 意見60件</p> <p>H24.3 市HP・情報公開コーナー・各センター 図書館等で公表</p> <p>【コメント】 ○他の事業のパブリックコメントと比較して市民の 意見が60件と多いのは、それだけ関心が高いこと であると想定される。 ○しかし、41件もの意見が素案に反映できない意見 であることは、関心はあるが、資料を読み込んで いない意見が多かったということではなかったの ではないか。市民参加の方法として、パブリックコ メント以外のもっと市民が意見を言いやすい意見 交換会などを開催する必要があったのではない か。</p> |
| アンケート調査実施 (10) | - | - | <p>【実施状況】 実施なし</p> |
| 意見交換会開催(15) | - | - | <p>【実施状況】 実施なし</p> |
| ワークショップの開催 (10) | - | - | <p>【実施状況】 実施なし</p> |
| 市民への情報提供(15) | 12 | ○ | <p>【コメント】 ○会議録の非公表など積極的な市民への情報提供に 問題がある。本事業は、市民が非常に関心を持っ ている事業であるので、迅速に積極的な情報提供 をお願いしたい。 ○情報提供においてもより多くの市民に情報を提供 するために回覧板の利用や公園等に設置している 除染状況の継続的な更新などの一層の工夫を求め たい。</p> |

【事業継続中（中間評価）】

5.（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業（平成23年度～）

総合評価： △ 38 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

| コ メ ン ト |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業が開始されたばかりであることから、23年度末時点では適正である。 ○ 市民参加を推進するプランの策定について、様々な市民参加の手法を用いた市民参加を実施することで、市民の意見が反映した計画となることを期待している。 |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---|----|----|---|
| 実施した市民参加の方法 (20) | 10 | △ | 【実施状況】 H23.7～ (仮称)市民参加・協働のまちづくり プラン策定会議 |
| 審議会等の設置 (15) <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開 | 15 | ○ | 【実施状況】 H23.5.15 広報しろい等で公募委員募集 <ul style="list-style-type: none"> ・委員12名のうち7名市民公募委員 当初4名であったところを7名に増員 ・応募者7名のうち、選考基準に従い7名選定 ・会議は7回開催（平日昼）全て公開 ・会議録は全て公表 【コメント】 <ul style="list-style-type: none"> ○応募方法にFAX・メールがあることは評価できる。参加率も良い。 ○公募委員を7名に増加したことは良い試みである。 ○市民との協働を掲げながら、平日の昼に会議を開催していることは疑問がある。 ○自治会長の参加があればなお良かった。 |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---------------------|----|----|---|
| パブリックコメント募集 (15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| アンケート調査実施 (10) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| 意見交換会開催(15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| ワークショップの開催 (10) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| 市民への情報提供(15) | 13 | ○ | 【コメント】 ○プラン策定が緒についたところである。 情報提供については、ホームページ、情報公開コーナーを利用して公表しており妥当である。 |

【事業継続中（中間評価）】

6. 白井市地域福祉計画策定事業(平成23年度～)

総合評価： △ 51 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

| コメ ン ト |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民参加の方法として、いろいろと積極的な手続きを採用しており、評価できる。 ○ しかし、公募委員の数が少なく、また審議会に占める割合が少ないこと、市民参加の情報提供の質が低く、また足りない。 ○ 今後の事業の実施にあたっては、工夫を凝らしたうえで、更に市民参加を推進していく必要がある。 |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|--|----|----|--|
| 実施した市民参加の方法 (20) | 15 | ○ | 【実施状況】 H23.7～ 白井市地域福祉計画策定委員会 H23.7～ 白井市地域福祉計画作業部会 H23.9 市民の学習会及び住民座談会 |
| 審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開 | 14 | ○ | 【実施状況】 審議会① 白井市地域福祉計画策定委員会 H23.5.15 広報しろい等で公募委員募集 ・委員15名のうち2名市民公募委員 ・応募者7名のうち、選考基準に従い2名選定 ・会議は2回開催（平日昼）全て公開 ・会議録は全て公表 審議会② 白井市地域福祉計画策定作業部会 H23.5.15 広報しろい等で公募委員募集 ・委員25名のうち3名市民公募委員 ・応募者3名のうち、選考基準に従い3名選定 ・会議は4回開催（平日昼）全て非公開 ・会議録は全て公表 【コメント】 ○いずれの審議会においても、市民公募委員の比率が低い。 ○公募委員は、全てNTから選出しており、地域のバランスが悪い。 |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---------------------|----|----|---|
| パブリックコメント募集 (15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| アンケート調査実施 (10) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| 意見交換会開催(15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| その他の方法(10) | 10 | ○ | <p>【実施状況】</p> <p>事前学習会 対象 市民(のべ113名参加) 目的 白井市の福祉の現状と地域福祉について共通理解を図るため 内容 市民を対象とした事前学習会を2回開催</p> <p>地域座談会 対象 市民(のべ161名参加) 目的 地域の困りごとの解決策について、地域で何ができるかを考える。 内容 7小中学校区で各地域1回ずつ座談会を開催</p> <p>【コメント】</p> <p>○事前学習会、地域座談会ともに参加者が多く、効果があると考えます。 ○手法として、学校区を利用した方法は良い。</p> |
| 市民への情報提供(15) | 12 | ○ | <p>【コメント】</p> <p>○市民参加の手続きとしては、妥当であるが、審議会である白井市地域福祉計画策定作業部会については、グループ討議のため公開が馴染まないとして非公開とするなど、積極的な情報提供に欠ける。 ○会議録についても公表を行っているが、提供方法が担当課窓口だけという状況は、情報提供の質からすればかなり低い。</p> |

【事業継続中（中間評価）】

7. 白井市産業振興条例策定事業(平成 23 年度～)

総合評価： △ 49 点

本事業は事業継続中で平成 23 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

| コ メ ン ト |
|--|
| <p>○ 23 年度末時点では概ね適正であるが、審議会における公募委員の比率が低いため、市民の意見が反映されにくくなってしまう可能性がある。産業振興という観点から、様々な世代の市民から幅広く市民が参加され、意見が反映されるよう公募委員を増やすなどの更なる工夫を望む。</p> <p>○ 産業振興条例が、どのような過程で制定されるかについては、市民の関心が高いことが予想されることから、更に透明性を高めるため、市民参加条例の趣旨に基づき市民の意見の反映と情報提供を積極的に行い、条例の策定が行われることを期待している。</p> |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|--|----|----|---|
| 実施した市民参加の方法 (20) | 15 | ○ | 【実施状況】 H23.7～ (仮称)白井市産業振興条例策定検討委員会 H23.8～H23.9 市内産業の振興に関するアンケート |
| 審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開 | 14 | ○ | 【実施状況】 H23.5.1 広報しろい等で公募委員募集 ・委員 13 名のうち 2 名市民公募委員 ・応募者 8 名のうち、選考基準に従い 2 名選定 ・会議は 5 回開催（平日昼）全て公開 ・会議録は全て公表 【コメント】 ○会議の開催、会議録の公表は適切に行われている。 ○公募委員が 2 名のため、市民の視点にたった意見が反映されにくくなってしまうので、委員の公募枠の拡大を望む。 ○委員を NT 地区からのみ選出しているが、工業、商業、産業の審議委員の観点からすると、在来地区からの選出がなくてよかったのか疑問である。 |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---------------------|----|----|---|
| パブリックコメント募集 (15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| アンケート調査実施 (10) | 9 | ○ | 【実施状況】 H23.8.25～9.15 市内産業の振興に関するアンケート調査 目 的 市内産業の現状課題、今後の施策展開への 市民ニーズを把握し、基礎資料とするため 対 象 市内在住 20 才以上の男女 1,500 人 回 収 率 44% 周知方法 広報しろい ※アンケート結果は、平成 24 年 7 月公表 【コメント】 ○アンケートの回収率が高い。 ○結果の概要は会議資料として利用されているが、 結果は平成 24 年 3 月時点で公表されていない。 アンケート結果の適切な公表を期待する。 |
| 意見交換会開催 (15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| ワークショップの開催 (10) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| 市民への情報提供 (15) | 11 | ○ | 【コメント】 ○審議会については、会議は公開され、傍聴者もあり、結果も公表されており妥当であるが、アンケートについては、公表の時期や結果の公表についての考え方に課題が残る。適切な公表を望む。 ○産業振興は、市内において利害関係者が多いことから、どのような条例になるか関心が高いことが予測される。その意味からも更なる情報提供が求められる。 |

【事業継続中（中間評価）】

8.（仮称）白井市暴力団排除条例制定事業（平成 23 年度～）

総合評価： △ 36 点

本事業は事業継続中で平成 23 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

| コ メ ン ト |
|--|
| <p>○ 審議会が設置されておらず、また積極的な市民参加は行われていない。市民の安全の防波堤となることを期待されている条例であることから、市は、積極的な市民参加と情報提供により、白井市が安全に取り組んでいることを市内外に示すことが求められている。</p> <p>○ また、暴力団排除条例は、全国的に交付施行されており、白井市で施行されることはもちろん望ましいことであるが、なぜ市として条例を制定するのかという意義を市民にわかりやすく説明する必要がある。その意味でも市民への情報提供が不足している。</p> |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|--|----|----|---------------------------------|
| 実施した市民参加の方法 (20) | 10 | △ | 【実施状況】 H24.2 意見交換会の開催 |
| 審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開 | - | - | 【実施状況】 実施なし |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---------------------|----|----|---|
| パブリックコメント募集 (15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| アンケート調査実施 (10) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| 意見交換会開催 (15) | 13 | ○ | <p>【実施状況】</p> <p>H24.2.18 条例骨子案について市民との意見交換会 目的 条例制定にあたり、骨子案を提示し広く市 民等の意見を聞き、骨子に反映させてい 対象 市民 (27人参加) 周知方法 広報しろい、市HP、市メールサービス ※開催記録は公表</p> <p>【コメント】</p> <p>○1回限りの開催であったのが残念である。 ○周知方法、記録の公表は良い。</p> |
| ワークショップの開催 (10) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| 市民への情報提供 (15) | 13 | ○ | <p>【コメント】</p> <p>○市民にほとんど情報を提供しておらず、全体的に 不足している。</p> |

【事業継続中（中間評価）】

9. 地域防災計画推進事業(地域防災計画修正業務)(平成23年度～)

総合評価： △ 33 点

本事業は事業継続中で平成23年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

| コ メ ン ト |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災以降、市民が強い関心を寄せる事業である。市の計画の見直しと併せて市民レベルでの防災意識の向上のためにも市民、市全体の巻き込みが必要である。 ○ その意味では、市民による防災マップの作成は、市民参加の一つの形であり、今後より一層の市民参加の取り組みが必要である。 ○ 地域防災計画の推進は、日頃の地域の防災体制の見直しのきっかけにもなるので、今後の市民の意見は、地域でも非常に重要な意見となる。事業の実施にあたっては、市民参加の観点から、市民との交流を意識し、充実した市民参加の実現とともにきめ細やかな市民への適切な情報提供を望む。 |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|--|----|----|---|
| 実施した市民参加の方法 (20) | 10 | △ | 【実施状況】 H23.9～H24.3 自治会等との防災マップづくり |
| 審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開 | - | - | 【実施状況】 実施なし |

| 評価項目(配点) | 点数 | 評価 | 実施状況とコメント |
|---------------------|----|----|--|
| パブリックコメント募集 (15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| アンケート調査実施 (10) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| 意見交換会開催(15) | - | - | 【実施状況】 実施なし |
| その他の方法 (10) | 10 | ○ | <p>【実施状況】</p> <p>H23.9~H24.3 自治会等との防災マップづくり</p> <p>目的 市が作成する地区別防災カルテ及び総合ハザードマップの基礎資料とするため</p> <p>内容 市民による防災マップの作成</p> <p>対象 市民(自治会長、地区社協) 土日、平日 夜間 16回開催(のべ247人参加)</p> <p>周知方法 自治会長、地区社協へ郵送</p> <p>※開催記録は公表</p> <p>【コメント】</p> <p>○適切である。</p> <p>○小中学校区ごとに開催したこと、自治会長を対象としたことは非常に良い方法である。</p> |
| 市民への情報提供(15) | 13 | ○ | <p>【コメント】</p> <p>○市民参加の事業が少ないため、現段階では適切な対応である。</p> <p>○アセスメントやハザードマップなどの言葉が多用されている。市民への情報提供に際しては、高齢者や子どもを意識したわかりやすい日本語の付記が必要である。</p> |

答申2 市民参加の方法の研究及び改善について

平成16年6月29日の市民参加条例の施行以降、市民参加が市民や行政に浸透してきたことについて評価をすることができます。

特に市民参加の方法については、主に市民参加条例に規定する審議会等の設置、パブリックコメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、ワークショップの開催といった5つの手法を中心として、市民参加条例の該当事業にとらわれず、多くの事業で市民参加の手法を用いて事業が実施されています。

しかし、行政活動に参加する市民の顔ぶれが同じであることや、働き盛りの世代や若者の市民参加が少ないなどの課題が指摘されており、市民参加を更に広げるため、働き盛りや若年層といった今まであまり市政への参加が活発でなかった世代の意見を市政に反映させることを目的とした新たな市民参加の手法が求められているところです。

そこで、今年度の市民参加推進会議では、(社)東京青年会議所が中心となって日本全国の青年会議所が各地で実施している「市民討議会」に着目し、新しい市民参加の手法の一つである市民討議会が今後の白井市における市民参加の新たな手法として実施することが可能かどうかについて検討を行いました。

検討にあたっては、市民討議会の制度について検証を行うとともに、平成24年6月に木更津市で(財)かずさ青年会議所と木更津市が共催で開催した「かずさまちづくりディスカッション2012in木更津」の視察や、市川市、東京都三鷹市で開催された市民討議会との比較を行いました。

検討の結果、住民基本台帳からの「無作為抽出」により選ばれる市民が「有償」で、ある課題について「討議」を行い、市に提案を行う市民参加の手法である市民討議会については、テーマが市民生活に密着した題材であって、市以外の団体が積極的にまちづくりに関与する場合、非常に有効な手法であることが明らかとなりましたが、白井市における市民参加の新たな手法として実施することが可能かどうかについての結論には至りませんでした。

そこで、今後の取り組みとして、市民討議会の実現可能性については、来年度においても引き続き新たな市民参加の手法の研究として取り組みつつ、白井市独自の市民参加の手法として昇華できるよう、あえて市民討議会にとらわれず、住民基本台帳からの無作為抽出された市民が参加することで、広く多様な市民の意見を聴くことができるしくみを、引き続き検討を行います。

市民討議会とは

ドイツで住民自治の手法として行われているプランnungszelle (Planungszelle 計画細胞) を日本風に組み替えて取り入れたものです。

2005 年に初めて東京都千代田区で社団法人東京青年会議所によって試行実施され、その後、青年会議所を中心に各地に広まっています。

市民討議会の開催形式は大きく分けて 3 つに分類されます。

1. 行政（国・自治体）と NPO など公益団体が共催する形式。【木更津市・三鷹市】
2. NPO など公益団体が実施する形式。【市川市】
3. 行政（国・自治体）が実施する形式。

市民討議会の特徴（坂野委員の分類による）

(1) 住民基本台帳からの「無作為抽出」

一般的に市民参加により事業を実施すると、興味関心の強い人やリピーターの市民参加が多いが、住民基本台帳からの無作為に選んで、依頼をするので、いろいろな人の参加と意見が聞ける。

(2) 有償 【木更津市・市川市】

参加者が有償で参加するため積極的な参加が望め、責任が生じる。

(3) 討議 【木更津市・市川市・三鷹市】

専門家は、情報提供を参加者に行うが、議論には参加しない。議論は、市民だけで討議を行い、その結果について投票を行い、最終的に参加者で合意を得る。

市民討議会のメリット・デメリット ～木更津市の視察から～

| メリット | デメリット |
|---|-----------------------------|
| ①若い人や女性が参加しており、バランスよく市民の意見を聴くことが聴くことができる。 ②報酬があるので、参加者の出席率が良い ③若い人が中心の JC（青年会議所）が実施することで、第三者性が保て、雰囲気が良い。 ④市の財政的負担が少ない。 | ①テーマによっては、なじまない、誘導されるものもある。 |

白井市における住民基本台帳から無作為抽出された市民による市民参加の事例

※白井市事業仕分けによる市民仕分け人の選定

市民判定人方式とは、無作為に選ばれた市民が、市と評価者（仕分け人）の議論を聞き、判定（仕分け）する方法です。市民判定人の多数決による結果が、そのまま仕分けの判定結果になります。市民が事業仕分けに直接参加できる手法として採用する自治体も増えており、白井市でも、市民の皆様に積極的に市政に参加していただき、市民感覚を採り入れていきます。

| 年 度 | 無作為抽出者 | 参加希望者 | 比 率 |
|----------|--------|-------|-------|
| 平成 23 年度 | 500 人 | 65 人 | 13.0% |
| 平成 24 年度 | 800 人 | 100 人 | 12.5% |

答申3 市民参加条例の検証・見直しについて

白井市は、千葉県内で最も早く市民参加条例を施行しましたが、平成23年度に答申したとおり、その後に制定された他市町村の条例との比較検証からいくつかの課題が明らかとなっています。

市民参加条例の検証・見直しについては、今回の審議においては、十分な議論を尽くして、答申を導くまでには至りませんでした。本年度については、過去に答申された課題のうち、審議会における公募委員の拡大、用語の見直しなど、条例の改正によらず、運用や解釈により、見直しが可能と思われる課題の解決のための見直しの方向性について答申します。

なお、市民参加条例に該当する実施機関や実施対象事業の拡大といった、課題解決のために長期的な視点により検討を重ね条例を改正することで解決すべき事項については、来年度に一括して答申します。

【課題】

- ①審議会の設置に際して、審議会委員に占める公募委員、女性委員、在来地区の割合が低い状態のまま横ばいに推移しています。
特に女性の参加のほか、様々な職業、世代、地域の市民参加が少なく、また、市民参加している市民の実数自体も少ない状態です。
- ②市民参加条例において、市民参加の手法として住民投票が規定されていますが、現在、市に住民投票を実施するための条例が存在しないため、住民投票を行うことができません。
- ③「ワークショップ」など多くの市民になじみの薄い難解な用語が使用されることがあります。

【答申 ～来年度の審議に向けて～】

- ①公募委員の拡大について検討するために、現在市が条例で設置する全ての審議会の委員定数と職務を調査したうえで、公募委員を拡大する余地があるかどうかについて検討を行い望ましい委員を示すことができるかについて調査してください。
また、働き盛り世代や女性が市政に関心を持てるようインターネットの活用などの工夫をしてください。
- ②常設型の住民投票条例を設置している市町村の調査をしてください。

平成23年度答申における白井市市民参加条例の課題

1. 他市町村の市民参加条例及びそれに類する条例に比べ市民参加の実施機関・対象事業が少ない
2. 大規模施設の整備計画については、対象とする事業費を明確にする必要がある。
3. 審議会等における公募委員の数、割合が低い状態で、横ばいに推移している。応募者にも偏りがみられ、特に女性の参加のほか、様々な職業、世代の市民が参加する機会が少ない。

【市民参加条例の改正により見直しすべき課題】

| 他市町村との条例からみた課題 | 見直しすべき事項及び解決策 |
|---|---|
| 他市町村の市民参加条例及びそれに類する条例に比べ市民参加の実施機関・対象事業が少ない。 | 市民参加の更なる推進を図るため、条例の実施機関に固定資産評価審査委員会、農業委員会、選挙管理委員会などを加えて、実施機関を拡大するとともに、市民参加の対象事業として「地域住民や地域環境に著しく影響を及ぼす公共施設」などの事業を追加して実施事業も拡大する。 |
| 大規模施設の整備計画については、対象とする事業費を明確にする必要がある。 | 条例に「大規模施設」「市民生活に何らかの影響を与える施設」の定義がないことから、条例により定義する。 |

■審議会等の公募委員・女性委員・居住地区の推移

| 年度 | 審議会等数 | 委員数 | 公募委員 | | 女性委員 | | 住所地 | |
|--------|-------|------|-------|-----------------|-------|-----------------|---------|--|
| | | | 公募委員数 | 公募の割合 (対委員数) | 女性委員数 | 公募の割合 (対委員数) | | |
| 平成23年度 | 54機関 | 563人 | 92人 | 16.3% | 160人 | 29.8% | | |
| 平成22年度 | 51機関 | 569人 | 91人 | 16.0% | 160人 | 28.1% | | |
| 平成21年度 | 52機関 | 567人 | 80人 | 14.1% | 152人 | 26.8% | 答申までに作成 | |
| 平成20年度 | 52機関 | 558人 | 88人 | 15.8% | 147人 | 26.3% | | |
| 平成19年度 | 55機関 | 624人 | 92人 | 14.7% | 155人 | 24.8% | | |
| 平成18年度 | 55機関 | 602人 | 102人 | 16.9% | 145人 | 24.0% | | |